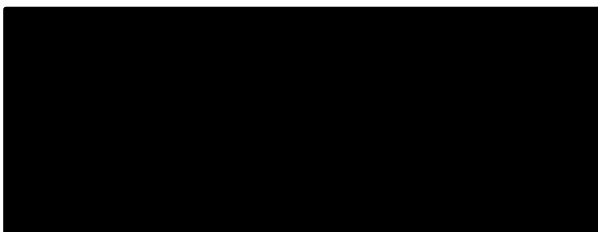


## 法令適用事前確認手続回答通知書

消取引第223号  
令和8年3月19日



消費者庁取引対策課長

令和8年2月17日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。  
なお、本回答は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」といいます。）第58条の12第1項及び第58条の13第1項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、法第58条の12第1項及び第58条の13第1項に係る条文として法第58条の4との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

### 記

#### 1 回答

照会のあった具体的事実については、照会者により提供された事実関係を前提とすれば、照会者が実現しようとする事業活動は法第58条の4に規定する訪問購入に該当しないものと考えられる。

ただし、事業内容変更等により、照会者が物品の購入を業として営む者に当たり、かつ、営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品の購入を行う状況になれば、同条に規定する訪問購入に該当する可能性があることを申し添える。

#### 2 当該事実と照会対象法令との関係に関する見解及び根拠

法第58条の4は、訪問購入を「物品の購入を業として営む者（以下「購入業者」とい

う。)が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品・・・の購入」と規定している。

「購入業者」とは、物品の購入を業として営む者と定義されており、業として営むとは、営利の意思をもって、反復継続して取引を行うことをいう。

なお、営利の意思の有無については、客観的に判断されることとなる。

「営業所等」については、特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「省令」という。）第1条においてその範囲を規定している。

省令第1条第5号の「一定の期間にわたり、購入する物品の種類を掲示し、当該種類の物品を購入する場所であつて、店舗に類するもの」とは、①最低2、3日以上の間をわたって、②売買契約の相手方がどの物品を売却するか、また物品を売却するか否かを自由に選択できる状態の下で、購入業者が何を購入しようとしているのかが外形上明確であるように購入する物品の種類を掲示しており、③展示場等購入のための固定的施設を備えている場所で購入を行うものをいう。具体的には、通常は店舗と考えられない場所であっても、実態としてはしばしば商品の展示と併せて物品の購入が行われている場所（ホテル、公会堂、体育館、集会所等）で前記3要件を充足する形態で購入が行われていれば、これらも「一定の期間にわたり、購入する物品の種類を掲示し、当該種類の物品を購入する場所であつて、店舗に類するもの」での購入に該当する。

「物品」とは、購入業者による取引の対象となる有体物たる動産のことである。

照会書によれば、「会場内に、査定・契約締結・代金支払のための設備（机・椅子・什器、掲示物、契約書類一式、レジ相当設備等）を設置」、「区画に、買取のための仮設ブース（机・椅子・什器、掲示物等）を連続して設置・運用」、「買取を行う場所」であることが外形上明確となるよう設営、「各催事は、最低2～3日以上連続した期間、同一場所で行う」、「購入（買取）する物品の種類（例：貴金属、時計、ブランド品等）を掲示し、・・・何を購入しようとしているかが外形上明確となるようにする。」、「消費者は、物品を持ち込むか否か、査定を依頼するか否か、査定結果を踏まえて売却するか否か、いずれの物品を売却するかを、終始自由に選択できる運用とする。途中退席・中止を妨げない。」、「事業活動として、以下を実施しない。 ・通行人を積極的に呼び止める、執拗に追従する等の個別勧誘 ・特定の者を会場に誘導するための送迎、会食提供、謝礼提供等 ・来場を求めて個別に日時場所を指定する」など、実質的に自由な選択を阻害し得る態様の誘引等とあることから、照会者が、物品の購入を業として営む者に当たるとしても、営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品の購入を行うといえないのであれば、照会者が実現しようとする事業活動は、法第58条の4に規定する訪問購入には該当しないと考えられる。

以上